

ライチョウ会議設置要綱

(名称)

第1条 この組織の名称は「ライチョウ会議」(以下「会議」とする。

(目的)

第2条 この会議は、日本アルプスとその周辺に生息するライチョウに関する情報交換と、調査及び研究の連携を図ること、ライチョウに関する知識の普及と啓発、保護活動に関すること等を行うことを目的とする。

(運営)

第3条 この会議は、次の者により構成され運営される。

(1) 運営委員

運営委員はライチョウにかかわる研究者、行政関係者等幅広い分野から構成され、運営委員会の協議を経て決定する。なお、現運営委員は別添名簿のとおりとする。

(2) 議長

議長は運営委員の中から、互選により決定する。なお、任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(3) 監事

会議の経理を監査し、運営委員会に出席し意見を述べる事ができる者として、監事2名を運営委員会の協議を経て議長が委嘱する。なお、任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(4) 事務局

会議の運営にあたる事務連絡、諸経費の管理を行うための事務局は、運営委員会の協議を経て議長が委嘱する。

(事業)

第4条 この会議は、第2条に掲げた目的を達成するために、必要な事業を開催する。

(1) 開催する事業の内容については、運営委員会で検討し決定する。

(2) 事業の名称は「ライチョウ会議〇〇大会」等とする。

(3) 事業の開催地は、運営委員会の協議を経て議長が決定する。

(4) 事業の開催に際し、必要に応じ開催地の関係者を中心に実行委員会等を組織し、委員長等の役員、事務局を設け、事業開催のための運営にあたる。なお、任期は事業開催に係る運営経費決算終了までとする。

(5) 事業の実施にあたっては、必要に応じ運営委員会と実行委員会等との間で協議して決定する。

(経費)

第5条 会議の経費は次のとおりとする。

(1) 収入は寄附金、その他をもってあてる。

(2) 事業開催費用は、参加費及び会議の収入等をあてる。

(3) 運営委員会等への出張旅費は運営委員の自己負担を原則とする。

(会計年度)

第6条 会計年度は、毎年4月1日から3月31日とする。

附 則

1 この要綱は、平成12年(2000年)8月31日から施行されてきた「ライチョウ会議運営要綱」を基に改訂したものであり、平成18年(2006年)6月27日から施行する。

2 改正 平成26年(2014年)4月1日 第2条 第3条 第4条 第5条 一部改正

3 事務局連絡先 市立大町山岳博物館内 〒398-0002 長野県大町市大町 8056-1

Tel : 0261-22-0211 fax : 0261-21-2133 E-mail : sanpaku@city.omachi.nagano.jp